

令和 4 年 3 月 2 日

中国電力株式会社

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の変更内容について

島根 1 号炉取水槽流路縮小工設置等に伴う保安規定の変更認可申請（令和 3 年 10 月 1 日付け電原運第 2021-42 号）について、変更対象としている条文に該当する保安規定審査基準を下表に整理する。

1. 第 1 編 運転段階の発電用原子炉施設編（2 号炉および 3 号炉に係る保安措置）

| 保安規定審査基準（実用炉） | | 保安規定条文 | | 変更概要 | 備考 |
|---------------------------------------|--|------------|---------------------------------|----------------------------------|---|
| 実用炉規則第 92 条第 1 項第 14 号【放射性廃棄物の廃棄】 | 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 7. ALARA の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。 | 第 87 条 | 放射性液体廃棄物の管理 | 島根 1 号炉取水槽流路縮小工設置に伴う放出管理目標値等の変更。 | 放射性液体廃棄物の放出管理、排水管理に係る左記審査基準に関連する。 |
| 実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号【発電用原子炉施設の施設管理】 | 2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第 82 条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に行うことが定められていること。 | 第 106 条の 6 | 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針 | 実用炉規則の改正に伴う変更。 | 発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順等に係る左記審査基準に関連する。 |

2. 第2編 廃止措置段階の原子炉施設編（1号炉に係る保安措置）

| 保安規定審査基準（廃止措置） | 保安規定条文 | 変更概要 | 備考 | |
|---|---|------------------------------------|---|---|
| <p>実用炉規則第92条第3項第2号【品質マネジメントシステム】</p> | <p>1) 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）若しくは法第43条の3の34第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> | <p>第125条</p> <p>品質マネジメントシステム計画</p> | <p>島根1号炉における全ての新燃料の発電所外への搬出完了に伴う変更。</p> | <p>文書体系の明確化等に係る左記審査基準に関連する。</p> |
| <p>実用炉規則第92条第3項第3号【廃止措置に係る品質マネジメントシステム】</p> | <p>前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。</p> | <p>第125条</p> <p>品質マネジメントシステム計画</p> | <p>島根1号炉における全ての新燃料の発電所外への搬出完了に伴う変更。</p> | <p>廃止措置の実施に係る文書規定を定めること等に係る左記審査基準に関連する。</p> |

| 保安規定審査基準（廃止措置） | | 保安規定条文 | | 変更概要 | 備考 |
|---|--|---------|--------------------|------------------------------------|--|
| 実用炉規則 第 92 条第 3 項第 4 号【廃 止措置を行 う者の職務 及び組織】 | 2) 廃止措置主任者の選任に関する事 廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。 ii. 廃止措置主任者の職務に関する事 a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。 | 第 131 条 | 廃止措置主任者の職務等 | 島根 1 号炉における全ての新燃料の発電所外への搬出完了に伴う変更。 | 廃止措置主任者の職務に係る左記審査基準に関連する。 |
| 実用炉規則 第 92 条第 3 項第 6 号【発 電用原子炉 の運転停止 に関する恒 久的な措置】 | ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。 発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。 具体的には 1) 発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。 2) 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。 3) 核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること。 等が明確になっていること。 | 第 137 条 | 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置 | 島根 1 号炉における全ての新燃料の発電所外への搬出完了に伴う変更。 | 核燃料物質の譲渡し先の明確化に係る左記審査基準に関連する。 |
| 実用炉規則 第 92 条第 3 項第 7 号【発 電用原子炉 施設の運転 の安全審査】 | 1) 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。 | 第 129 条 | 原子力発電保安運営委員会 | 島根 1 号炉における全ての新燃料の発電所外への搬出完了に伴う変更。 | 発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会に係る左記審査基準に関連する。 |

| 保安規定審査基準（廃止措置） | | 保安規定条文 | | 変更概要 | 備考 |
|--|--|---------|-----------------|---|-----------------------------------|
| 実用炉規則 第 92 条第 3 項第 8 号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限】 | 7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 | 第 169 条 | 管理区域外等への搬出および運搬 | 島根 1 号炉における全ての新燃料の発電所外への搬出完了に伴う変更。 | 核燃料物質等の搬出および運搬に係る左記審査基準に関連する。 |
| | | 第 170 条 | 発電所外への運搬 | 島根 1 号炉における全ての新燃料の発電所外への搬出完了に伴う変更。 | 核燃料物質等の運搬に係る左記審査基準に関連する。 |
| 実用炉規則 第 92 条第 3 項第 11 号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】 | 1) 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。 | 第 168 条 | 放射線計測器類の管理 | 島根 1 号炉における全ての新燃料の発電所外への搬出完了に伴う、エリアモニタ確保台数の変更（新燃料貯蔵設備エリア監視用モニタの除外）。 | 放射線測定器の数量等に係る左記審査基準に関連する。 |
| 実用炉規則 第 92 条第 3 項第 12 号 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱】 | ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。 1) 核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(10) 及び (13) における運搬に関する事項と併せて定められているもよい。 | 第 147 条 | 新燃料の運搬 | 島根 1 号炉における全ての新燃料の発電所外への搬出完了に伴う条文削除。 | 新燃料の運搬に係る左記審査基準に関連する。 |
| | | 第 148 条 | 新燃料の貯蔵 | 島根 1 号炉における全ての新燃料の発電所外への搬出完了に伴う条文削除。 | 新燃料の貯蔵に係る左記審査基準に関連する。 |
| 実用炉規則 第 92 条第 3 項第 13 号 【放射性廃棄物の廃棄】 | 2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 4) ALARA の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。 | 第 154 条 | 放射性液体廃棄物の管理 | 島根 1 号炉取水槽流路縮小工設置に伴う放出管理目標値等の変更。 | 放射性液体廃棄物の放出管理、排水管理に係る左記審査基準に関連する。 |
| 実用炉規則 第 92 条第 3 項第 16 号及び第 17 号 【発電用原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告】 | 3) 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。 | 第 190 条 | 報告 | 島根 1 号炉における全ての新燃料の発電所外への搬出完了に伴う変更。 | 発電所長等への報告事項に係る左記審査基準に関連する。 |
| | | 第 131 条 | 廃止措置主任者の職務等 | 島根 1 号炉における全ての新燃料の発電所外への搬出完了に伴う変更。 | 廃止措置主任者への報告事項に係る左記審査基準に関連する。 |

| 保安規定審査基準（廃止措置） | | 保安規定条文 | | 変更概要 | 備考 |
|---|---|--------|---------|----------------------------------|-------------------------------------|
| 実用炉規則第92条第3項第16号及び第17号 【発電用原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告】 （続き） | 4) 特に、実用炉規則第134条各号又は研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。 5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。 | 第190条 | 報告 | 島根1号炉における全ての新燃料の発電所外への搬出完了に伴う変更。 | 実用炉規則第134条に基づく報告の体制等に係る左記審査基準に関連する。 |
| 実用炉規則第92条第3項第18号 【発電用原子炉施設の施設管理】 | 1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設の施設管理を含む。）。 | 第173条 | 施設管理計画 | 島根1号炉における全ての新燃料の発電所外への搬出完了に伴う変更。 | 施設管理実施計画の策定等に係る左記審査基準に関連する。 |
| 実用炉規則第92条第3項第21号 【廃止措置の管理】 | 廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。 | 第132条 | 構成および定義 | 島根1号炉における全ての新燃料の発電所外への搬出完了に伴う変更。 | 廃止措置作業の計画等に必要な事項の記録に係る左記審査基準に関連する。 |

以上